

○文教委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
74	昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	三月五日	三月五日 （予）可決 三月七日 可決 三月八日 可決	三月五日 修正 三月五日 修正	
38	教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	二月九日	二月九日 可決 二月十四日 可決 二月十五日 可決	二月九日 可決 二月十七日 可決 二月十六日 可決	衆本会議趣旨説明 四月九日 参本会議趣旨説明 五月二日
12	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案	衆議院	二月二日	二月二日 （予）可決 二月四日 可決 二月七日 可決	二月三日 修正 二月五日 修正 二月五日 修正	
11	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆議院	三月二日	三月二日 可決 三月七日 可決 三月八日 可決	三月四日 修正 三月十日 修正 三月十日 修正	衆本会議趣旨説明 三月十四日 参本会議趣旨説明 五月二日

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提	出月日	参議院	衆議院	備考
109 国会 1	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保 亘君 外 一名 (六、七、三〇)			付 委員 託議 決議 決議	付 委員 託議 決議 決議	
109 国会 2	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	山本正和君 外 一名 (七、一〇)			七、一〇 継 統 審 査		

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、国立大学共同利用機関の連携・協力の下に総合研究大学院大学を新設すること。

二、三重大学に医療技術短期大学部を設置すること。

三、京都工芸繊維大学工業短期大学部を同大学工学部部の拡充等に伴い廃止すること。

四、大学入試センターの所掌事務を改めること。

五、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る昭和六十三年度の職員の定員を一万九千八百七十二人（三十五人増）に改めること。
なお、衆議院において、施行期日について修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立

大学共同利用機関の連携・協力に基づく総合研究大学院大学の新設、三重大学の医療技術短期大学の併設、京都工芸繊維大学の工業短期大学の廃止のほか、昭和六十五年度に予定されている「新テスト」の実施に対応するための大学入試センターの所掌事務の改正、さらに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日についての修正が行われております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、総合研究大学院大学の設置目的、その進め方と運営のあり方、共通一次試験の評価と「新テスト」の意義、「新テスト」への私立大学の参加見込みと実施時期、各大学の二次試験の内容充実、その他入学者選抜制度の将来のあり方、大学入試センターが行う情報提供事業の内容などについて、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局を決定し、次いで討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して粕谷委員より反対の討論が、自由民主党を代表して林委員より賛成の討論が、日本共産

党を代表して、佐藤委員より反対の討論がそれぞれ行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、既設大学院の充実等四項目からなる附帯決議を行いました。

次に、昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、私立学校教職員共済組合が支給する退職共済年金等の額について、厚生年金及び国民年金の改定措置にない、昭和六十三年四月分から改定しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、長期経理・短期経理の状況と見直し、公的年金一元化のすすめ方、福祉事業の現状とあり方、その他私学をめぐる諸般の問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

(閣法第一二号)

要旨

本法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校校舎の新增築に要する経費に係る国の負担割合を三分の二(政令で定める市町村の設置するものにあつては七分の四)に引き上げる措置について、引き続き昭和六十七年度まで継続しようとするものである。ただし、昭和六十三年度にあつては、国の補助金等の臨時特例措置の期間であることから、その負担割合を十分の五・五としている。

また、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律及び水源地域対策特別措置法の規定の整備も行うこととしている。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、児童生徒が急増している地域にある公立の小中学校の施設の整備を引き続き促進するため、これらの学校の校舎の新增築に要する国の負担割合の特例措置を昭和六十七年度まで継続するほか、関連法律の規定の整備を行おうとするものであります。

なお、衆議院において施行期日の修正が行われております。

委員会におきましては、児童生徒急増市町村の今後の推移とその対応策、学校規模の適正化、不足教室の解消等施設整備の方針、アスベストの除去対策、養護学校等の施設整備と高等部設置の促進などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して佐藤委員より昭和六十三年度分及び政令で定める市町村に係る国の負担率の引き下げ措置を撤廃するための修正案が提出されました。

次いで、本修正案に対して内閣の意見を徴し、反対である旨の発言があった後、採決の結果、修正案は賛成少数を

もって否決、原案は全会一致をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

要旨

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質能力の一層の向上を図るため、初任者研修制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、初任者研修制度の内容等

1 任命権者は、国・公立の小・中・高・盲・聾・養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師に対し、採用後一年間の初任者研修を実施しなければならないものとする。

2 任命権者が定める初任者研修の計画は、教職経験に応じて実施する体系的な研修の一環として樹立されなければならないものとする。

3 任命権者（県費負担教職員については、服務監督権

者である市町村教育委員会）は、初任者が所属する学校の教頭、教諭または講師のうちから指導教員を命じるものとする。

4 指導教員は、初任者に対する指導及び助言を行うものとする。

二、初任者研修制度の円滑な実施を図るための措置

1 初任者研修の実施に伴い、市町村立の小・中学校等に非常勤講師を勤務させる必要がある場合、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会に対し、非常勤講師の派遣を求めることができるものとする。

2 派遣された非常勤講師は、市町村の職員の身分をあわせ有するものとし、市町村教育委員会が、その服務を監督すること。

3 非常勤講師の報酬等は、派遣をした都道府県の負担とする。

三、条件附採用期間の延長

初任者研修の実施等に伴い、国・公立の小・中・高・盲・聾・養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師の条件附採用期間を六カ月から一年に延長すること。

四、初任者研修の制度化についての経過的な措置

1 幼稚園及び盲・聾・養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対しては、当分の間、初任者研修を実施しないこととし、任命権者（市町村立の幼稚園にあつては都道府県教育委員会）は、初任者研修とは異なる研修を実施しなければならないものとする。

2 市町村教育委員会は、都道府県教育委員会が行う幼稚園等の教諭等に対する前記1の研修に協力しなければならぬものとする。

3 前記1の幼稚園等を除く学校の教諭等に対する初任者研修については、教諭等の採用者数の推移その他の事情を考慮し、政令で定めるところにより、昭和六十四年度から段階的に実施し、六十七年度までにすべての校種で実施するものとする。

4 前記1及び3により、初任者研修の対象とならない学校の教諭等の条件附採用期間は、従前のおり六カ月とすること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質能力の一層の向上を図るため、初任者研修制度を創設しようとするものであります。その主な内容は、第一に、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教員に対し、採用後一年間、指導教員による指導・助言を中心とした初任者研修を実施すること、第二に、初任者研修制度の対象となる教員の条件附採用期間を現行の六月から一年に延長することなどであります。

なお、幼稚園の教員に対しては、当分の間、初任者研修とは異なる研修を実施するとともに、それ以外の学校の教員に対しては、昭和六十四年度から段階的に実施し、六十七年度にはすべての学校で実施することとしております。

委員会におきましては、内閣総理大臣の出席をも求め、熱心な審査が行われましたが、その主な質疑といたしましては、初任者研修制度創設の意義、指導教員の選任等制度運用の方針、条件附採用期間延長の与える影響とその是非、その他、教員の養成、採用、研修等の諸問題が取り上げられました。また、参考人の意見も聴取いたしました。これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑終局を決した後、高木委員より、教員の条件附採用期間を現行どおり六月とする旨の修正案が提出され、これに対し質疑が行われました。

引き続き討論に入り、日本社会党・護憲共同を代表して安永委員から、修正案に賛成、原案に反対、自由民主党を代表して林委員から、修正案に反対、原案に賛成、日本共産党を代表して佐藤委員から、修正案、原案ともに反対の討論がそれぞれ行われました。

次いで、採決の結果、高木委員提出の修正案は、賛成少数をもって否決され、原案が賛成多数をもって可決されました。

なお、五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、私立学校教職員共済組合法による年金の額

について、厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、昭和六十三年四月分から平均〇・一％の引き上げ措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日について修正が行われた。

委員長報告

九一ページ参照